平成２４年（フ）第１９９号
神奈川県横須賀市平作２丁目３番12号
債務者　小野田美津枝（旧姓斉田）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１８９号
和歌山市島26番地の101
債務者　山本猫太郎商店こと　山本　桂子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２５１号
和歌山市西浜1084番地の１　西浜ビレジ２Ｆ28
債務者　鈴木　和美
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８５号
和歌山県岩出市山47番地の16
債務者　森本　惠子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９０号
和歌山市松島359番地
債務者　岩井　範行
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９７号
和歌山市松江北５丁目３番25号
債務者　ヤマダ硝子店こと　山田　文吾
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９８号
和歌山市松江北５丁目３番25号
債務者　山田美智子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７３号
山口県周南市室尾１丁目２番10号
債務者　中本美智代
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第７４号
山口県周南市室尾１丁目２番10号
債務者　中本　春子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１０９号
山口市秋穂東6696番地
債務者　田中　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
和歌山県紀の川市南中16番地
債務者　居酒屋道場かとちゃんこと　加藤　栄雑
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１２５号
茨城県土浦市中高津１丁目14番10号
破産者　有限会社協栄工業
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２号
茨城県古河市大山1770番地、登記簿上の本店所在地茨城県古河市中田1701番地
破産者　高橋重機建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３８号
群馬県伊勢崎市西久保町３丁目1132番地17
破産者　松島　伸健
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第８０号
千葉県佐倉市王子台２丁目14番地１　シャンベール王子台202
破産者　金井　春彦
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９４号
千葉県白井市堀込１丁目５番５棟306号
破産者　本郷　明彦
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５８１８号
神奈川県横浜市神奈川区反町４丁目30番地11
破産者　有限会社アンヴェスティール
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６３９号
東京都中央区銀座１丁目23番２号
破産者　株式会社丹水社
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２７号
群馬県高崎市剣崎町21番地
破産者　東洋ダンボール工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１０号
埼玉県川越市今福2868番地１
破産者　アイワ軽急有限会社
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部